第二号ロの表に次のように加える。

株式会社スガサワ	山形県寒河江市中央工業団地六十六番地の一	機械加工

○法務省告示第二百五十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十二号の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月二十五日

法務大臣　岩城　光英

第二号の表に次のように加える。

愛知製鋼株式会社	愛知県東海市荒尾町ワノ割一番地	電子機器組立て

○外務省告示第百七十八号

昭和四十七年十月二十日にロンドンで作成された「千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約」に添付されている「千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則」の一部は、同条約第六条の規定に従い、次のように改正され、その改正は、平成二十八年一月一日に効力を生じた。

（平成二十六年六月三十日付け国際海事機関事務局長通知）

平成二十八年五月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

E部の次に次の一部を加える。

F部　この条約の規定の遵守の確認

第三十九条　定義

(a)　「監査」とは、監査の基準が満たされた程度を決定するため、監査の証拠を入手し、及び客観的に評価するための組織的な、独立の及び記録される過程をいう。

(b)　「監査制度」とは、機関が設ける機関の加盟国の監査制度であつて、機関の作成する指針を考慮に入れたものをいう。

(c)　「実施のためのコード」とは、機関が決議Ａ一〇七〇（二八）によつて採択した、機関の文書を実施するためのコード（以下「Ⅲコード」という。）をいう。

(d)　「監査基準」とは、実施のためのコードをいう。

第四十条　適用

締約国は、この条約に定める義務及び責任の履行において、実施のためのコードの規定を適用する。

第四十一条　遵守の確認

(a)　全ての締約国は、この条約の遵守及び実施を確認するため、監査基準に従い、機関による定期的な監査を受ける。

(b)　機関の事務局長は、機関が作成する指針に基づき、監査制度の管理について責任を有する。

(c)　全ての締約国は、機関が作成する指針に基づき、監査の実施及びその結果に取り組むための行動計画の実施を促進する責任を有する。

(d)　全ての締約国による監査は、次のとおりとする。

(i)　機関が作成する指針を考慮し、機関の事務局長が作成する全般的な日程に基づいて行う。

(ii)　機関が作成する指針を考慮し、定期的に行う。

○外務省告示第百七十九号

平成二十七年十一月二十五日にアンティグオ・クスカトランで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がエルサルバドル共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十八年五月三日に効力を生じた。

平成二十八年五月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

書簡をもつて啓上いたします。本使は、エルサルバドル共和国政府による災害の危険度に応じた管理の能力を高めるための努力を促進することに特に焦点を合わせつつ、エルサルバドル共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とエルサルバドル共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　五十億円（五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、災害復旧スタンド・バイ借款として、災害の危険度に応じた管理計画（以下「計画」という。）においてエルサルバドル共和国政府を支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従つて、エルサルバドル共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、エルサルバドル共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によつて規律される。

(a)　償還期間は、六年の据置期間の後十四年とする。

(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後三年とする。

(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、エルサルバドル共和国政府による計画の実施を支援することを目的として、エルサルバドル共和国政府の権限のある当局が既に行つたか又は将来行う予算支出（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用に供される。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によつて修正することができる。

4　エルサルバドル共和国政府は、エルサルバドル共和国政府の名義でエルサルバドル中央銀行に開設される国家予算勘定に借款の円貨による支出額に等しい額をエルサルバドルの通貨で振り替えるようにするための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、エルサルバドル共和国政府の国家予算に編入される。

5　エルサルバドル共和国政府は、借款に基づく生産物又は役務の調達がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか、従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従つて実施されることを確保する。

6　エルサルバドル共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　エルサルバドル共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してエルサルバドル共和国において課される全ての財政課徴金及び全ての付加価値税を含む租税を免除する。

8　エルサルバドル共和国政府は、借款が適正に、かつ、専ら3(1)に規定する予算支出のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

9　(1)　エルサルバドル共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　借款の使途及び計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及び計画に関連するその他の情報

(2)　両政府は、(1)に規定する情報及び資料に基づいて、共同して借款の使用及び計画の実施の進捗状況を随時検討し、必要に応じ、計画の効果的かつ円滑な実施及び借款の適正な使用を確保するために適当な措置をとる。ＪＩＣＡは、その検討に参加するよう招かれる。

10　両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。